

審 査 基 準

令和 7 年 11 月 28 日作成

法 令 名	風営適正化法
根 拠 条 項	第 7 条第 1 項
処 分 の 概 要	風俗営業の相続の承認
原 権 者（委 任 先）	静岡県公安委員会
法 令 の 定 め	法第 7 条第 3 項において準用する第 4 条第 1 項（承認の基準） 規則第 1 条（相続承認申請書の提出）、第 6 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第 6 条の 2（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第 13 条（風俗営業の相続の承認の申請）
審 査 基 準	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間	30 日
申 請 先	申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 合 せ 先	同 上
備 考	法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 11 月 28 日警察庁生活安全局）第 13 を参照すること。

別紙

審 査 基 準：

法第7条第3項において準用する法第4条第1項各号に該当しないなど、法を遵守し、適正な営業を期待できるときに承認する。

(1) 法第7条第3項において準用する法第4条第1項第3号

法第7条第3項において準用する法第4条第1項第3号に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者であり、例えば次のような者が該当する。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）
- ② 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 暴力団以外の犯罪的組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等（犯罪率、反復性等）から見た当該組織の性格により、強いぐ犯性が認められる者
- ④ 過去10年間に暴力的不法行為等（規則第6条）を行ったことがあり、その動機、背景、手段、日常の素行等から見て強いぐ犯性が認められる者

(2) 法第7条第3項において準用する法第4条第1項第13号

法第7条第3項において準用する法第4条第1項第13号の該当の有無の判断に当たっては、申請者の事業活動と同項第3号に該当する者との関わり方を個別具体的に検証することとなるが、本号の「支配的な影響力」を有する者の範囲は、一般に、同項第6号の「支配力」を有する者よりも広いと解される。

また、法第7条第3項において準用する法第4条第1項第13号中「その他の関係」には、親族関係、人的資本関係、株式所有関係等が含まれる。